

第 2 回「山梨サイクルネット構想（富士北麓地域）」

検討委員会

参考事例集

参考事例集

自転車走行環境の向上(誰でも安全・快適にサイクリングできる環境の実現)

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づいた自転車走行空間の整備

▼甲府市の自転車道の事例(1/2)

1. 甲府市丸の内周辺地区における取り組み事例



出典:「第8回 山梨県道路交通円滑化・安全委員会」公表資料より

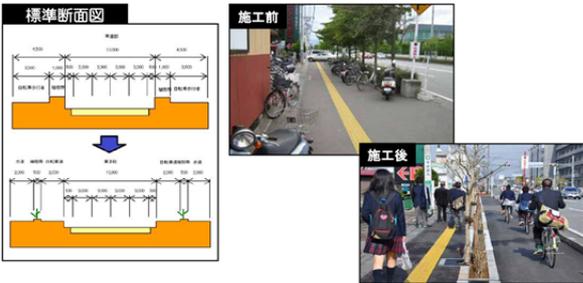
図1 甲府市の自転車道整備事例(甲府市丸の内地区)

▼甲府市の自転車道の事例 (2/2)

2. 甲府市朝日周辺地区における取り組み事例

(1) 自転車道の整備概要

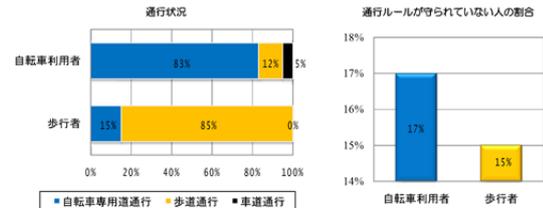
・市道朝日荒川線の歩道部において、自転車と歩行者の接触事故を防止することを目的に自転車と歩行者を分離した安全で快適な自転車道を整備し、平成22年4月1日(木)より利用が開始されました。



(2) 利用状況 (交通量調査結果：甲府工業グランド前)

○交通量調査
 ・日時：4月21日(水) 7:00~19:00
 ・自転車・歩行者通行量の計測
 ・利用状況 自転車交通量：3,021台
 歩行者交通量：1,450人

●自転車利用者のうち83%の方が「自転車道」を利用しているが、17%の方が「歩道および車道」を通行。同様に、歩行者の85%の方が「歩道」を利用しているが、15%の方が「自転車道」を通行。



【参考】整備手法別のメリット・デメリット

整備手法	整備イメージ	特徴(○:メリット、△:デメリット)
(1) 自転車道の整備		○自転車と自動車、歩行者が接触する危険性が低い。 ○自動車・歩行者といった他の交通と分離を図ることが出来るため、自転車のスムーズな通行が可能である。
(2) 自転車レーンの設置		○自転車空間を明確にすることが出来る。 ○自転車レーンは車道として整備されるため、平坦性に優れる。 ▲自転車レーン内の自転車の通行は一方通行(自動車と同方向)のみとなる。 ▲物理的に分離する構造ではないため、自転車と自動車が増える危険性がある。 ▲自転車の通行が駐停車車両に妨げられるおそれがある。
(3) 自転車歩行者道における自転車走行位置の明示		○自転車と自動車が増える危険性は低い。 ○走行位置が明確に区分されるため、比較的スムーズな通行が可能となる。 ▲物理的に分離する構造ではないため、自転車と歩行者が増える危険性がある。

出典:「第8回 山梨県道路交通円滑化・安全委員会」公表資料より

図2 甲府市の自転車道整備事例(甲府市朝日周辺地区)

▼甲府市の自転車専用通行帯の事例

＜甲府市における自転車専用通行帯が整備された箇所＞



＜整備された箇所の状況①: NO.1 ボランティア通り＞



出典：公益財団法人山梨総合研究所「News Letter」vol.173-2

＜整備された箇所の状況②: NO.5国道52号＞



No	箇所名	住所	整備内容	供用時期
1	ボランティア通り	甲府市丸の内	自転車専用通行帯	平成24年11月
2	けやき通り	甲府市上町	自転車専用通行帯	平成24年11月
3	国母通り	甲府市国母	自転車専用通行帯	平成24年11月
4	甲府合同庁舎北～朝日3丁目	甲府市朝日町	自転車専用通行帯	平成22年4月
5	国道52号	甲府市上石田	自転車専用通行帯	平成26年4月

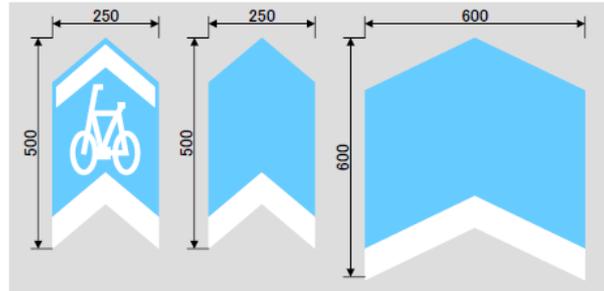
資料：山梨県警ホームページ

資料：山梨県警ホームページの資料による作成

図 3 甲府市の自転車専用通行帯の整備事例

ブルーラインや矢羽根等を用いて自転車走行位置の明示

▼矢羽根等の設置事例(静岡県)



出典:静岡県国道事務所「静岡県自転車道等設計仕様書」H26

図4 静岡県の設置事例

▼ブルーラインの設置事例(しまなみ海道)



出典:(左図):広島県 ホームページ、(右図):愛媛県 ホームページ

図5 しまなみ海道のブルーラインの設置事例

▼矢羽根等の設置事例(宮崎市)



図 6 宮崎市の矢羽根と自転車ピクトグラムの設置事例

自転車走行空間のホームページ等による周知の事例

▼びわ湖一周の事例（滋賀県）



途中のルート状況は？

びわ湖周辺はほぼ平坦で、湖東の浜大津から木之本にかけては湖岸の道がほぼ整備されて走りやすくなっています。しかし湖北、木之本から塩津の間と、塩津から大浦に抜ける途中に峠越えがあり、このあたりだけはアップダウンの多い道です。大浦から高島にかけては走りやすい道が続きますが、高島から北小松の間は交通量の多い国道を走らなければなりません。北小松から堅田にかけては、裏道でクルマの少ない道を縫って走ることになります。堅田から浜大津にかけては自転車で走りやすい道が未整備で、交通量の多い道を走ることになるため、この部分を避けて堅田から琵琶湖大橋を渡り、湖東を浜大津まで走る人も多いようです。



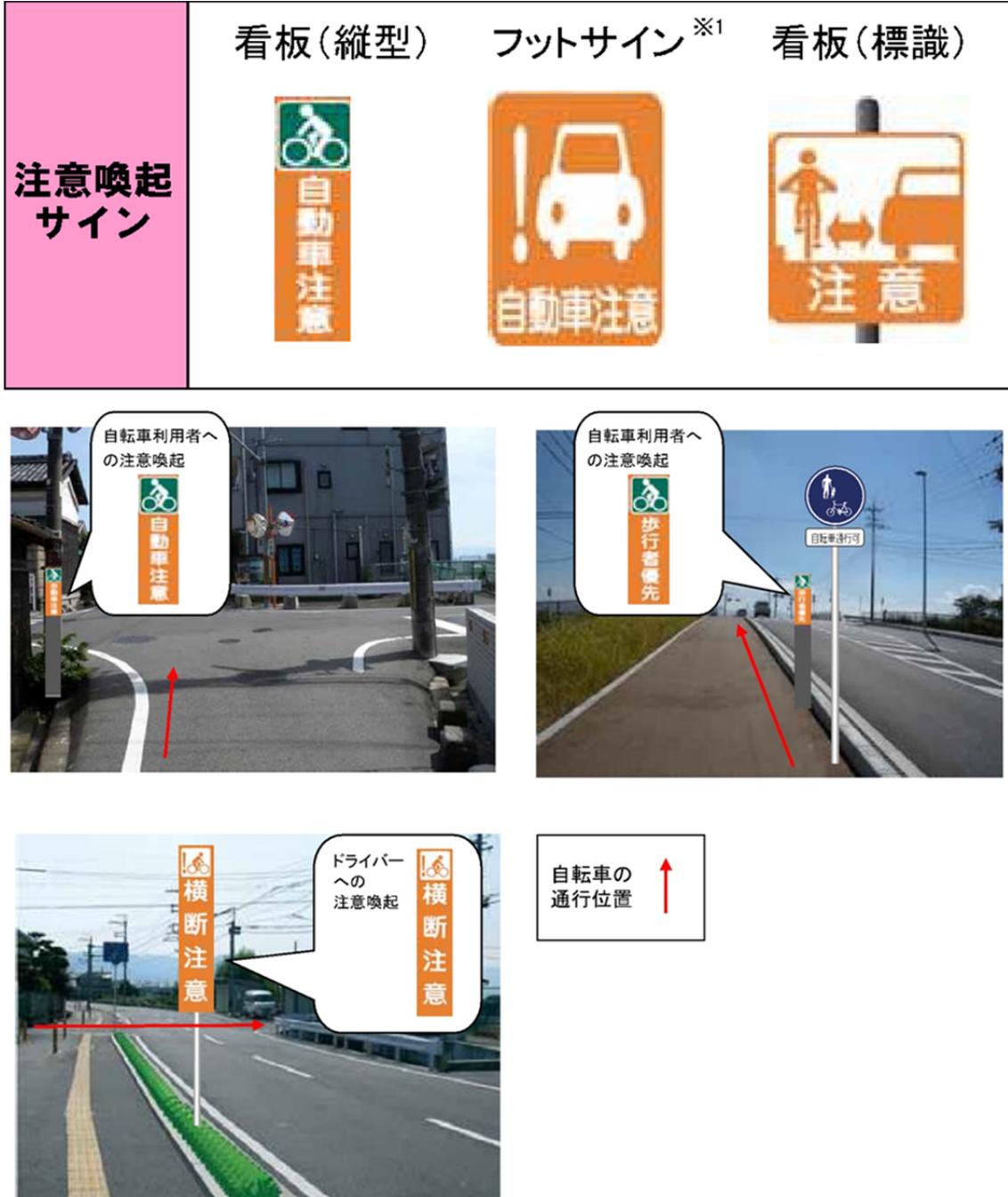
[下ページの一歩上へ](#)

出典: 輪の国びわ湖 びわ湖一周 ホームページ

図 7 琵琶湖一周のホームページによるルート状況の周知

注意喚起サインの設置の事例

▼奈良県の設置事例



出典:奈良県「奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン」H23

図 8 奈良県の設置事例

自転車の交通事故防止に向けた啓発（県警ホームページの周知など）

▼山梨県警察の事例

The screenshot shows the Yamanashi Police website with a navigation menu and search bar. The main content area is titled '自転車の交通事故防止' (Prevention of Bicycle Traffic Accidents). It includes sections for '自転車の安全利用の促進' (Promotion of Safe Bicycle Use), '自転車安全利用五則(平成19年7月10日交通対策本部決定より)' (Five Rules for Safe Bicycle Use), '自転車の通行方法等に関する主なルール' (Main Rules Regarding Bicycle Traffic Methods), and '自転車運転者講習' (Bicycle Driver Training Course).

山梨県警察
Yamanashi Police

トップ 組織と仕事 交通安全 暮らしの安心情報 相談 申請・手続 統計 採用案内

サイト内検索 検索 検索の仕方 文字サイズ 拡大 標準 縮小 色合い 標準 1 | 2 | 3 よみがな 表示 音声 読上げ

山梨県警察本部 > 組織と仕事 > 交通安全 > 自転車の交通事故防止

ツイート 更新日: 2015年9月7日

自転車の交通事故防止

事件情報ファイル
情報をお寄せください

- 山岳情報
- 運転免許の更新
- 落とし物情報

自転車の安全利用の促進

自転車に関連する交通事故は全事故の約1割を占めています。また、自転車がいわば無秩序に歩道を通行するなど、ルールを守らない利用実態も目立っています。

警察では、自転車の交通秩序整序化に向けて、自転車の通行環境の整備、ルールの周知と交通安全教育、自転車の違反に対する街頭指導取締り等、総合的な対策を推進しています。

自転車に乗るときは、ルールを守り、安全に利用しましょう。また、歩行者や車の運転者も自転車のルールを知り、お互いに交通安全を心掛けましょう。

自転車安全利用五則(平成19年7月10日交通対策本部決定より)

- ・ **自転車安全利用五則**
 1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 2. 車道は左側を通行
 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 4. 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
 5. 子どもはヘルメットを着用

自転車の通行方法等に関する主なルール

1. 車道通行の原則

道路交通法上、自転車は「車両」の一種ですので、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。また、車道では原則として左側端を通行しなければなりません。

着しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除いて、路側帯を通行することができますが、その場合は、道路の左側に設置された路側帯に限られ、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。

2. 歩道の通行方法

普通自転車は、道路標識等で通行できることが示された歩道であれば、道路の左右どちらでも通行することができます。

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

なお、普通自転車とは、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準(長さ190cm及び幅60cmを超えないこと、倒車を付していないこと、歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと等)に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないものとされています。

3. 自転車道の通行方法

自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除いて、自転車道を通行しなければなりません。その場合は、道路の左右どちらでも通行することができます。

4. 交差点等の通行方法

信号機のある交差点等では、信号機の信号に従わなければなりません。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機のある場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

信号機のない交差点等では、一時停止すべきことを示す標識等がある場合は一時停止しなければなりません。また、狭い道から広い道に出るときは徐行しなければなりません。

交差点等に自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければなりません。その場合は、道路の左右どちらでも通行することができます。

交差点等に横断歩道がある場合は、横断歩道を通行することもできますが、その場合は、自転車の乗降に関わらず歩行者用信号に従わなければなりません。また、「交通の方法に関する教則」では、「横断中の歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。」としています。

自転車運転者講習

- ・ **自転車運転者講習**

出典:山梨県警察 ホームページ

図 9 山梨県警のホームページによる自転車交通安全の啓発